

寄付月間～Giving December～公式認定企画 Q&A

Q1. どんな企画が、寄付月間公式認定企画として申請できますか。

A1. 寄付月間の趣旨に合致するイベント・シンポジウム・講演会の開催、表彰・作品募集・劇・調査・広報・パンフレット作成などの企画、寄付募集のプラットフォーム（特定の団体ではなく、多くの団体が活用可能な寄付募集の仲介機能）の寄付募集など、幅広く対象となります。ただし寄付募集については、特定の団体が自団体を対象とした寄付募集をする場合には対象となりませんのでご注意ください。

Q2. どのようなものが寄付月間公式認定企画となっていましたか。

A2. 参加店舗で生ビールを注文すると生ビール1リットルにつき1円が寄付される「カンパイチャリティキャンペーン」、さまざまな思いやエピソードを秘めた寄付を広く紹介し顕彰する「まちかどのフィランソロピスト賞」中古本などの買取事業者による「買取金額アップキャンペーン」、新聞などを通して一般の方々から広く公募した「寄付川柳」、様々な寄付の方法をインプットしながら、参加者のみなさんとお話するイベントの開催など、全国各地で大小様々な127件の寄付月間公式認定企画が実施されました。

Q3. 公式認定企画にはどの団体も申請することができますか。

A3. 法人格の有無にかかわらず、どの団体でも申請することができます。必須条件ではありませんが、主催団体が賛同パートナーになることを推奨します。主催者がまだ寄付月間賛同パートナーになっていない場合には、認定後、賛同パートナーに申請してください（可能であれば公式認定企画の申請とともに、賛同パートナーに申請してください）。主催が複数企業や団体による実行委員会形式の場合には、委員会を結成している主要な団体のいずれか一つが賛同パートナーであれば十分です。

賛同パートナーになる方法については、寄付月間ホームページをご覧ください。

Q4. 申請した企画が公式認定企画になった場合、どんな義務が発生しますか。

A4. 実施報告書の提出が必要となります。2019年1月末までに、実施報告書（任意）を推進委員会に提出してください。なお、12月以降も実施している公式認定企画については、12月までの実施内容について2019年1月末までに中間報告書として提出してください。また、事業終了後1カ月以内に実施報告書を提出してください。

Q5. 申請しても、承認されないことがあるのですか。

A5. 公式認定企画の申請の承認に際しては、次の点を踏まえて検討します。

- ①企画が寄付月間の趣旨に合致していること
- ②寄付月間公式認定企画の対象であると認められること
- ③活動や事業の内容の報告に努めていること
(ホームページ等にて、公表されていること)
- ④寄付募集の活動を実施する場合には、寄附の透明性と信頼性向上に努めていると確認できること。
- ⑤反社会的勢力とのかかわりがないこと
- ⑥公序良俗に反する活動を行っていないこと

Q6. 公式認定企画の対象となるものは12月開催のものだけですか。

A6. 公式認定となる企画は12月の実施されるものに限りません。その他の月に開催されるものであっても、寄付月間の趣旨に合致するものであれば申請してください。但し、公式認定企画となるものは当該年度中に実施されるものに限り、新年度には改めて公募するため、別途申請が必要です。

Q7. 公式認定企画の申請に必要なものはなんですか。

A7. 行事等の名称及び目的、行事等の主催者、行事等の期間(期日)及び開催場所等の企画の概要情報を申請フォームにご入力いただくのみです。※ご入力いただいた情報によっては、共同事務局より確認のご連絡をさせていただく場合があります。